



平成30年1月20日

「労災保険率の改定」

平成30年4月1日から労災保険料の率が3年ぶりに改定されます。雇用保険料率は改定されません。紙面の関係上、改定された事業の種類だけを抜粋してお知らせします。貴社の業種は入っていないか確認して下さい

～ 労災保険率 ～

平成30年4月1日改定予定

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	現行 /1000 改定後 /1000	
			現行 /1000	改定後 /1000
漁業	11	海面漁業(定置網業又は海面魚類養殖業を除く)	19.0	18.0
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20.0	16.0
	24	原油又は天然ガス鉱業	3.0	2.5
	25	採石業	52.0	49.0
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79.0	62.0
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5	9.0
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	11.0	9.5
	38	既設建築物設備工事業	15.0	12.0
	37	その他の建設事業	17.0	15.0
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4.0
	45	パルプ又は紙製造業	7.0	6.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5	6.0
	62	陶磁器製品製造業	19.0	18.0
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	7.0	6.5
	51	非鉄金属精錬業	6.5	7.0
	53	鋳物業	18.0	16.0
	56	機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業および計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5.5	5.0
57	電気機械器具製造業	3.0	2.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5	4.0
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12.0	13.0
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7.0	6.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.0
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	49.0	47.0

～ 労務費率 ～

平成30年4月1日改定予定

事業の種類の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		現行	改定後
建設事業	道路新設事業	20%	19%
	舗装工事業	18%	17%
	鉄道又は軌道新設事業	25%	24%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40% 22%

～ 第2種特別加入保険料率 ～

平成30年4月1日改定予定

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	特別加入保険料率	
		現行 /1000	改定後 /1000
特2	建設業の一人親方	19.0	18.0